

No.	質問	回答
1	現在の実施予定日での実施の可否や延期後の日程はいつまでに決めればよいか。	実施校・団体間で相談の上、予め設定していただけますようお願いいたします。各団体においては、実施校の希望を第一優先としながら、乗車券等の手配や出演者のスケジュールの抑え等との兼ね合いもあることを実施校側へ共有し、いつまでに最終判断をしなければならないかを御検討の上、実施校側へお伝え願います。
2	団体側が延期や中止を判断してもよいか。また基準はどのように考えればよいか。	まずは実施校の希望が「予定通りに実施」又は「延期して実施」あるいは「中止」なのかのヒアリングをお願いいたします。実施の希望がある場合、双方の状況を確認し、安全性を十分に確保の上で実施できるかどうかを御検討いただいた上で、最終的には実施校の意向に基づき決定するかたちとなります。 なお、検討にあたっては、次のガイドライン等を御参照くださるようお願いいたします。 ■文部科学省ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」 https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html ■文化庁ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」 https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html#info03 ■被派遣者(出演者、実施団体)の所在地における感染症対策に関するガイドライン ■実施校の所在地における感染症対策に関するガイドライン
3	公演の延期はいつまで可能か。	今年度の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常期間内での実施が難しい場合があるかと思っておりますので、令和3年2月26日(金)までを対象実施期間とします。 令和3年2月1日以降への日程延期等を必要とする場合は、事務局へ御相談ください。
4	実施校は実施を希望しているが、団体の所在地域ではまだ予断が許されない状況がある。どのように対応すべきか。	実施予定日での実施が困難と思われる状況が生じた場合は、まずは早急に実施校へ御共有の上、延期等の対応を御相談いただけますようお願いいたします。学校と連絡が取れないなどの状況がある場合は、事務局へ御連絡くださるようお願いいたします。
5	中止や延期が決定した場合、どうしたらよいか。	事務局へメールまたはFAXにて御連絡くださるようお願いいたします。また、都道府県・政令指定都市の担当課部局（別途指定先がある場合は指定先）に、連絡共有をしていただけるよう実施校へお伝え願います。
6	新型コロナウイルス感染症予防について必要な対策の事前相談をしたいが、打ち合わせ等を行ってよいか。またこの場合、打ち合わせに係る費用の計上は認められるか。	派遣先地域の状況や時期にもよりますが、原則として、電話やビデオ通話等を使用したオンライン上での打ち合わせを御検討くださるようお願いいたします。また、やむを得ず対面での打ち合わせを行う場合は、出発前に再度状況を確認し、マスクの着用、密閉空間を避けていただくなど、予め実施校と感染症に関する防止対策を御相談の上、最小限の範囲としていただくようお願いいたします。 また、ワークショップを事前に行わない場合で、別途、本公演へ向けた会場下見等を行う場合も同様の注意をお願いいたします。 なお、経費の取り扱いについては次の通りです。 ※事前のワークショップが行えず別日に会場の下見のみを行う場合の旅費は計上が認められますが、原則2名程度とし、必要最低要員での対応をお願いいたします。 ※事前打ち合わせのための通信料等はお支払いすることができません。
7	現地での先生との打ち合わせや、会場の換気、消毒等を事前に行う必要があり、当初の予定より早く会場入りする必要があるが、これにより発生した前泊等の経費の計上は認められるか。	対応について必要な人員数(1~2名程度)にかかる経費の計上を認めます。なお、当日のスタッフを1~2名程度増員するなどして準備時間の短縮を図る方法等についても御検討いただく等、より効率的で効果的な対応方法を御検討いただけますようお願いいたします。
8	消毒液の購入経費の計上は認められるか。	新型コロナウイルス感染症予防に関する消耗品(消毒液等)の購入費用や借損料等については計上を認めます(団体側が使用する数量を含む)。
9	実施時の密集状態を避けるために、実施を複数回に分けるなどの対応をとってよいか。	新型コロナウイルス感染症予防の観点から、三密(密集・密閉・密接)にならないよう、工夫をお願いいたします。なお2回公演をお引き受けいただく場合でも、支払上限額は原則実施校1校当たり1回分までとなりますが、大規模校であり1学年全体の鑑賞も困難な状況がある等2回公演を回避できない状況がある場合は、事務局へ御相談ください。
10	実施校において、実施時間の確保が困難な状況がある。ワークショップは必ず実施しなければならないか。また、本公演の時間を短縮しても良いか。	ワークショップについては、学校の状況に合わせた対応をお願いいたします。 やむを得ず、本公演当日のプログラムに組み込んだり、オンライン通信による指導や事前学習資料の共有、実施後のフォローアップワークショップに切り替える等、実施形態や方法を変更する場合は、事前に必ず事務局へ御連絡くださるようお願いいたします。 また、本公演については、一部演目変更等の工夫により、問題の解決ができる場合は、文化庁確認・承認を得た上で一部を変更することが認められます。変更予定内容につきましては事務局へ御連絡くださるようお願いいたします。
11	実施校側よりオンラインでの公演やワークショップの指導を求められているが、どのように考えればよいか。	子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞機会を届けることを事業主旨としていることから、本公演については、オンライン通信での実施については認められません。 ワークショップについては、オンライン通信等による対話形式での指導または学習教材(事前録画を含む)の配布での対応を代替案としていただくことも可とします。 なお、事前教材の配布を事前ワークショップの補填とする場合も、担当教員に丁寧な説明を行う等、工夫をお願いいたします。 また、オンライン通信による対話形式での指導が生じた場合、ワークショップ指導の実績として認めます。
12	事態が急転し、実施の直前に公演が中止や延期となった場合、経費の扱いはどうなるのか。	指導謝金、出演料等については、実施実績を支払基準としますので、実施を行わない場合、お支払いすることができません。 旅費のキャンセル料や、外部へ発注した機材の借損料等については、実施へ向け手配を開始せざるを得ない状況があり、手配をした後に延期又は中止となった場合、このために生じてしまったキャンセル料、および、延期後の日程に対して発生する経費の計上を認めます。 できる限りこれらの経費が生じないよう、発注時期や内容の調整をお願いいたします。